

市第 94 号議案 平成 29 年度 横浜市一般会計補正予算(第 5 号) (関係部分)

## 平成 29 年度 12 月補正予算案の概要

12 月補正では、中学校入学準備費の入学前支給や、市街地開発事業や河川整備費における国の認証への対応、残骨灰の売払い実施に伴う市営斎場の利用環境向上に必要な歳入歳出予算補正等を実施します。

### 【歳入歳出予算補正】

一般会計	5 事業	709 百万円
特別会計	1 事業	77 百万円
全会計総計		786 百万円

### 【債務負担行為補正】

一般会計 1 件（予算外義務負担の変更）

### 【繰越明許費補正】

一般会計 1 件

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

※網掛け部分が当局所管

## 1. 一般会計の歳入予算補正

- |   |               |
|---|---------------|
| (1) 国庫支出金<br>(都市整備費国庫補助金等を収入見込額にあわせ補正)  | 227 百万円       |
| (2) 県支出金<br>(道路費県補助金を収入見込額にあわせ補正)   | 48 百万円        |
| (3) 繰越金<br>(平成 28 年度決算剰余金<2,485 百万円>の 2 分の 1 にあたる前年度繰越金<1,243 百万円>の一部を補正)           | 194 百万円【当局所管】 |
| <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">予算議案 2 ページ 予算説明書 11 ページ</span> |               |
| (4) 諸収入<br>(健康福祉費雑入を収入見込額にあわせ補正)  | 78 百万円        |
| (5) 市債<br>(都市整備債等を執行状況にあわせ補正)   | 163 百万円       |

## 2. 一般会計の歳出予算補正

### (1) 就学奨励費

192 百万円〔一般財源〕

経済的理由により就学困難な生徒の保護者への入学準備費について、これまで入学後に支給していましたが、中学校の入学準備費を入学前に支給します。

#### ◆入学準備費の概要

##### ・対象者

- ① 生活保護を受けている方のうち教育扶助未受給の方
- ② 平成 28 年 4 月以降生活保護を受けられなくなった方
- ③ 児童扶養手当を受けている方
- ④ その他経済的に困りの方

##### ・入学準備費の対象

中学校へ入学するにあたって通常必要とする学用品及び通学用品  
(例：かばん、上ばき、通学用服、くつ、雨傘等)

##### ・支給額

47,400 円

##### ・支給時期

入学前の 3 月 ※従前は、入学後の 7 月に支給

#### ◆今回の補正内容

中学校入学前の入学準備費を補正

### (2) 東神奈川一丁目地区市街地再開発事業

218 百万円〔国費 136 市債 82 一般財源 1〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、東神奈川駅東口駅前の再開発事業における施設建築物工事に係る補助金について、事業費を増額します。

※あわせて、繰越明許費を設定

### (3) 市街地開発事業費会計繰出金

77 百万円〔国費 42 市債 34 一般財源 1〕

本市が施行する新綱島駅周辺地区土地区画整理事業について、国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、市街地開発事業費会計繰出金を増額します。

### (4) 河川整備費

144 百万円〔国費 48 県費 48 市債 47 一般財源 1〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額になったことに伴い、帷子川や今井川、阿久和川等の護岸改修に必要な用地取得や支障物の移設等について、事業費を増額します。

市営斎場の残骨灰売払収入を活用し、斎場の利用環境向上等を実施します。

#### ◆残骨灰の売却の概要

市営斎場で発生する「残骨灰」については、これまで委託で処理をしていましたが、平成 29 年 6 月から売却を開始しました。

29 年度売払収入見込額：78 百万円

※「残骨灰」とは・・・火葬に伴い排出される焼却灰、集じん灰、炉床保護剤、  
義骨等金物、小さな焼骨の一部等

#### ◆今回の補正内容

市営斎場のトイレの洋式化、休憩室の椅子・机等の備品や壁紙の更新、観葉植物の設置の費用を補正

※今後、売払収入の使い道は、斎場利用者から既に「斎場使用料」を徴収していることを考慮し、斎場利用者の利用環境の向上や、供養の意を表すものに限定します。

### 3. 特別会計の歳入歳出予算補正

#### (1) 市街地開発事業費会計

##### ア 新綱島駅周辺地区土地区画整理事業

77 百万円〔一般会計繰入金〕

本市が施行する新綱島駅周辺地区土地区画整理事業における用地費等について、国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、事業費を増額します。

### 4. 債務負担行為の補正（予算外義務負担の変更）

#### (1) 一般会計 1 件

##### ア 予算外義務負担の変更を行うもの

事項	期 間		限度額
高速横浜環状北西線立坑内部構築工事に関する協定の締結に係る予算外義務負担	変更前	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	2,000 百万円
	変更後	平成 30 年度から 平成 36 年度まで	

#### 【変更理由】

平成 29 年度から 31 年度にかけて集中する横浜環状北西線の事業費を平準化するため、首都高速道路株式会社に委託している立坑内部構築工事に立替施行を導入します。

すでに立替施行を実施しているシールドトンネル工事及び設備工事と同様に、工事に係る費用を、工事実施年度の翌年度から 5 か年にわたり分割して支払います。

そのため、債務負担行為の期間を、工事が完了する 31 年度から 5 年間延長し、36 年度までとします。

## 5. 繰越明許費の補正

\*「資料 29年度12月補正について《総括表》」に事業別を掲載

- (1) 一般会計 明許設定額 219百万円  
(東神奈川一丁目地区市街地再開発事業について設定)

### ◆添付資料

資料 29年度12月補正について《総括表》

# 29年度 12月補正について 《総括表》

資料

## 1 歳入歳出補正総括表

### 一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
健福	市営斎場利用環境向上等事業	78	0	0	78	0	0
都整	東神奈川一丁目地区市街地再開発事業	218	136	0	0	82	1
道路	河川整備費	144	48	48	0	47	1
教育	就学奨励費	192	0	0	0	0	192
都整	市街地開発事業費会計繰出金 (新綱島駅周辺地区土地区画整理事業)	77	42	0	0	34	1
<b>一般会計 合計</b>		<b>709</b>	<b>227</b>	<b>48</b>	<b>78</b>	<b>163</b>	<b>194</b>

### 特別会計

(単位：百万円)

局名	事業名 【会計名称】	補正額	国費	県費	その他	市債	一般会計 繰入金
都整	新綱島駅周辺地区土地区画整理事業 【市街地開発事業費会計】	77	0	0	0	0	77
<b>特別会計 合計</b>		<b>77</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>77</b>

## 2 債務負担行為設定総括表

### 一般会計

(単位：百万円)

局名	名称・設定期間		限度額	国費	県費	その他	市債	一般財源
道路	高速横浜環状北西線立坑内 部構築工事に関する協定の 締結に係る予算外義務負担	補正前 H30~H31	2,000	1,100	0	0	900	0
		補正後 H30~H36	2,000	1,100	0	0	900	0

## 3 繰越明許費補正総括表

### 一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	設定額
都整	東神奈川一丁目地区市街地再開発事業	219
<b>設定額 合計</b>		<b>219</b>

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。